

## 訪問看護サービス 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(岐阜県指定 第 2161590084)

当事業所はご契約者に対して訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービス利用は、原則として介護保険の要介護認定者及び医療保険該当者が対象となります。

### ◇◆目次◆◇

1. 事業者.....
2. 事業所の概要.....
3. 事業実施地域及び営業時間.....
4. 職員の配置状況.....
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....
6. 苦情の受付について.....
7. 重要事項説明書付属文書.....

## 1. 事業者

法人名	社会福祉法人 和敬会倶楽部
法人所在地	岐阜県中津川市苗木4002番地
電話番号	0573-62-1250
代表者氏名	理事長 上田 雅和
設立年月日	平成16年7月6日

## 2. 事業所の概要

事業の種類	指定訪問看護 平成31年4月1日指定 県2161590084号 ※当事業所は特別養護老人ホームふくろうの杜に併設されています。
事業の目的	指定訪問看護事業所は、介護保険法及び医療保険関係法令に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復及び生活機能の維持または向上を目指すことを目的とします。
施設の名称	訪問看護ステーション ふくろうの杜
施設の所在地	岐阜県中津川市苗木4002番地
電話	0573-67-8908
FAX	0573-67-8909
事業所長氏名	田中 友紀子
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・ご契約者やご家族の人権とプライバシーを尊重し、日常生活動作の維持回復を図るとともに、生活の質の確保を重視し、快適な在宅療養に向けたサービスを提供するよう努めます。</li><li>・医師の指示のもとに、在宅療養における医療的処置、医療的知識に基づいた、相談、援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。</li><li>・ご契約者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたってサービスを提供するよう努めます。</li><li>・明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、医療機関、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保健施設、保健医療サービス、福祉サービスの提供者との綿密な連携に努めます。</li></ul>
開設年月日	平成31年4月1日

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 中津川市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	毎週 月～金
受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
サービス提供時間	午前 9 時～午後 5 時
休業日	土、日、祝日、12 月 30 日～翌年 1 月 3 日 管理者が特に必要と認めた日

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約書に対して指定訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》※職員の配置については指定基準を遵守しています。

職種	人数	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1 名	0.5 名
2. 看護職員	5 名	2.5 名

《主な勤務体制》

職種	勤務体制
1. 看護職員	勤務時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

ご契約者の状態とご意向により緊急時 24 時間対応できる体制を整えています。

### 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

〈サービスの概要〉

① 療養上の処置

- ・病状の観察
- ・各種カテーテル・点滴等の管理、指導等
- ・在宅酸素や呼吸器の管理、指導等
- ・喀痰吸引法の管理、指導等
- ・人工肛門・人工膀胱等の管理、指導等
- ・各種ドレーン管理、指導等
- ・床ずれの予防・処置に対する管理、指導等

② 療養上の看護

- ・清拭、洗髪等による身体の清潔保持
- ・食事、排泄等日常生活の介助、指導等

- ・療養生活及び介護方法の指導等
  - ・生活リハビリテーションの実施指導等
  - ・各種装具や自助具の使い方の指導等
  - ・家族への介護支援及び相談
- ③ 看取り期の援助
- ・人生の最期を住み慣れた自宅で迎えたいとする方の援助
- ④ 医療機関、各事業所との連絡調整
- ・かかりつけ医
  - ・地域包括支援センター
  - ・介護支援専門員
  - ・市町村の高齢支援課等

### 〈サービス利用料金〉

#### (1) 介護保険及び医療保険関係給付の対象となるサービス(契約書第6条、第8条参照)\*

・別紙の料金表のとおり、介護保険法、医療保険関係法令に定められた料金となり実費負担をしていただく場合もあります。(別紙、添付参照)

尚、介護保険利用料の契約者負担額は、その介護度の支給限度基準額内であれば、個人に定められた負担割合となります。基準額を超えて利用する場合は、全額負担となります。

・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

#### (2) 介護保険及び医療保険関係給付の対象とならないサービス (契約書第6条) \*

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。

##### 〈サービスの概要と利用料金〉

- ① 療養、処置等に必要な消耗品
- ② 複写物の交付：ご契約者またはご家族は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要する場合には実費をご負担いただきます。
- ③ 死後の処置料(別紙、添付参照)

##### 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末までに下記の方法でお支払いください。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ア、 ふくろうの杜窓口での現金払い
- イ、 指定口座への振込み  
 振込先口座 十六銀行 中津川支店 普通預金口座 1 5 4 5 2 0 6  
 社会福祉法人 和敬会倶楽部 理事長 上田雅和
- ウ、 自動引き落とし (お手持ちの金融口座から対応させていただきます)

## 6. 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）\*

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問看護の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所または介護支援専門員に申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 7. その他必要書類

- 介護保険証(初回利用時と更新認定のつど)と負担割合証、医療保険証(初回利用時と変更時)をご提示いただきます。
- 身体障害者、難病指定等に該当する方はその内容がわかるもののご提示をお願いします。

## 8. 苦情の受付について（契約書第20条参照）\*

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）[職名] 管理者 田中友紀子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

また、苦情受付ボックスを事務所窓口に設置しています。

### (2) 第三者委員

当施設では、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当施設のサービスに対するご意見などをいただいています。

### (3) 行政機関その他苦情受付機関

中津川市介護保険室	所在地 岐阜県中津川市かやの木町2番1号 電話番号 (0573)66-1111 FAX (0573)66-0634 受付時間 午前8時30分～午後5時
岐阜県国民健康保険団体連 合会 介護保険課	所在地 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 電話番号 (058)275-9825・9826 FAX (058)275-7635 受付時間 午前8時30分～午後5時